

e-Gov 電子申請システム  
外部連携 API  
利用規約

1.0 版

2014 年 10 月 27 日

---

## e-Gov 電子申請システム外部連携 API 利用規約

(総則)

第1条 e-Gov 電子申請システム外部連携 API 利用規約は、総務省が運用する e-Gov 電子申請システムにおいて提供する外部連携 API を利用するソフトウェアの開発者が、外部連携 API を利用するに当たっての諸条件を定めるものです。

1. 開発者は、外部連携 API を利用するソフトウェアの開発及び提供に当たり、本利用規約に定める事項のほか、e-Gov 電子申請システムウェブサイトにおいて公開する利用ガイド、API 仕様書等に記載する事項を遵守するものとします。

(定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の意義は、次の各号に示すとおりとします。

- 一 e-Gov 電子申請システム 国の行政機関に係る申請・届出等手続及び当該手続を行う際に必要となる手数料等の電子納付を、インターネットを経由して汎用的に受付処理する情報システムをいう。
- 二 外部連携 API e-Gov 電子申請システム外のソフトウェアが、e-Gov 電子申請システムと直接接続し、申請データの送信や申請到達以降手続終了に至る事務処理状況の確認、電子公文書等を取得するために公開するアプリケーションプログラミングインタフェースをいう。
- 三 API 利用ソフトウェア 外部連携 API を利用するソフトウェアをいう。
- 四 開発者 外部連携 API を利用するソフトウェアの設計・開発・提供を行う者をいう。
- 五 検証環境 外部連携 API を利用するソフトウェアの動作確認を行うために別途開放する e-Gov 電子申請システムの検証環境をいう。
- 六 最終確認試験 外部連携 API を使用するソフトウェアが e-Gov 電子申請システムに接続するに当たって外部連携 API に係る仕様に準拠しているか否かについて検証するために総務省が設ける試験をいう。
- 七 開発用ソフトウェア ID 検証環境において API 利用ソフトウェアの動作確認等を行う際に外部連携 API を利用するソフトウェアを一意に識別するための番号をいう。
- 八 最終確認試験用ソフトウェア ID 開発者が API 利用ソフトウェアの最終確認試験を行う際に、API 利用ソフトウェアを一意に識別するための番号をいう。
- 九 開発用利用者 ID 検証環境において API 利用ソフトウェアの動作確認を行う際に、開発者が行う開発等作業において API 利用ソフトウェアを利用する者を一意に識別するための番号をいう。
- 十 最終確認試験用利用者 ID 最終確認試験を行う際に、開発者が行う最終確認試験において最終確認試験に係る API 利用ソフトウェアを操作する者を一意に識別するための番号をいう。

---

(外部連携 API 利用ソフトウェア開発の申込み)

第3条 開発者は、API 利用ソフトウェアの開発を行うに当たって、別途 e-Gov 電子申請システムウェブサイトにおいて提供する様式により、あらかじめ API 利用ソフトウェア開発に係る申込みを行うものとします。

1. 開発者は、API 利用ソフトウェア開発の申込みに当たり、虚偽の情報を告知しないものとします。
2. 開発者は、API 利用ソフトウェア開発の申込み後に受領する検証環境利用申込書を、第三者へ無断で提供してはならないものとします。

(検証環境の利用)

第4条 開発者は、API 利用ソフトウェアにおける外部連携 API 操作に係る動作確認、テスト等を行うため検証環境を利用することができます。ただし、検証環境を利用する開発者は、本利用規約第3条に示す API 利用ソフトウェア開発に係る申込みを完了していなければならないものとします。

1. 検証環境の利用に当たっては、検証環境利用申込書による利用申込みが必要です。
2. 開発者は、検証環境利用申込みに当たり、虚偽の情報を告知しないものとします。
3. 開発者は、検証環境利用申込み後に受領する検証環境利用通知書及び最終確認試験テスト仕様書兼成績書（各文書の記載内容を含む）を第三者へ無断で提供してはならないものとします。

(最終確認試験)

第5条 開発者は、開発者において開発した API 利用ソフトウェアを提供、販売する場合、あらかじめ別途提示する最終確認試験テスト仕様書兼成績書により、検証環境において最終確認試験を行わなければならないものとします。

1. 開発者が最終確認試験を行う場合、e-Gov 電子申請システムウェブサイトにおいて提供する様式により、最終確認試験の申込みを行うものとします。
  2. 前項に示す申込みは、開発者における API 利用ソフトウェアの開発、テスト状況に応じ、任意の時点において行うことができるものとします。ただし、開発者が申込みを行う時点では、検証環境を利用した API 利用ソフトウェアにおける外部連携 API 操作に係る動作確認、テスト等を完了しているものとします。
  3. 開発者は、最終確認試験の申込み後に受領する最終確認試験実施案内に記載されている情報にしたがって最終確認試験を実施するものとします。
  4. 開発者は、最終確認試験の実施後に最終確認試験結果の提出を行うものとします。
  5. 開発者は、最終確認試験の申込みと最終確認試験結果の提出に際しては、虚偽の情報を告知しないものとします。
  6. 開発者は、最終確認試験実施案内及び最終確認試験通知書（各文書の記載内容を含む）について、第三者へ無断で提供してはならないものとします。
-

---

(個人情報等の取扱い)

第6条 総務省は、外部連携 API 利用ソフトウェア開発申込み受付時、検証環境利用申込み受付時及び最終確認試験申込み受付時に取得した個人情報等は、「外部連携 API 利用に係る個人情報の取扱いについて」により取扱います。

(外部連携 API を利用するための ID とパスワード)

第7条 開発者は、以下の各号に示す ID 及びパスワード（以下、「ID 等」という。）の使用及び管理について責任を負うものとし、第三者に譲渡・貸与・開示してはならないものとします。

- 一 開発用ソフトウェア ID
- 二 最終確認試験用ソフトウェア ID
- 三 開発用利用者 ID
- 四 最終確認試験用利用者 ID

1. 開発者は、ID 等が第三者によって使用されていることを確認した場合、直ちに総務省へその事実を届け出るとともに、総務省による指示にしたがうものとします。
2. 総務省は、前項の連絡を受けた場合又は第1項に示す ID 等の第三者による使用又は使用が疑われる状況を確認した場合は、該当する ID 等による接続を制限することがあります。
3. 開発者が他の開発者の ID 等を不正に利用し、当該他の開発者又は総務省に損害を与えた場合、他の開発者又は総務省は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
4. 発行を受けた ID 等を使用する必要がなくなった開発者は、遅滞なく ID 等の削除申込みを行うものとします。

(情報セキュリティ要求事項の遵守)

第8条 開発者は、API 利用ソフトウェアの開発に当たり、外部連携 API 情報セキュリティ要求仕様書に記載された情報セキュリティ要求事項を遵守しなければならないものとします。

1. 総務省は、前項に示す情報セキュリティ要求事項が遵守されていないことが確認された API 利用ソフトウェアに対し、e-Gov 電子申請システム及び検証環境への接続を制限することができるものとします。

(検証環境の停止、中断)

第9条 総務省は、検証環境の利用が著しく集中した場合、API 利用ソフトウェアの接続を制限することができるものとします。

1. 総務省は、以下の各号のいずれかに該当する場合、あらかじめ e-Gov 電子申請システムウェブサイトにおいて周知をした上で、検証環境の利用停止、休止又は中断をすることができるものとします。
  - 一 検証環境の構成機器等の保守点検が予定される場合

- 
- 
- 二 天災、事変等の発生により、検証環境に重大な障害が発生した場合
  - 三 その他、検証環境の利用停止、休止又は中断が必要と判断した場合
2. 前項の内容にかかわらず、緊急対応を要する場合、総務省は、予告なく検証環境の利用を停止、休止又は中断をすることができるものとします。

(禁止事項)

第10条 開発者は、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 API利用ソフトウェアの動作確認又は最終確認試験以外の目的で検証環境に接続すること
  - 二 検証環境に対し不正にアクセスすること
  - 三 検証環境の運用を妨害する行為
  - 四 ウィルス感染したファイルを故意に送信する行為
  - 五 API利用ソフトウェア開発申込み、検証環境利用申込み、最終確認試験申込み、最終確認試験結果の提出、ID等削除申込みを行う際に、虚偽の情報を告知する行為
  - 六 法令若しくは公序良俗に違反する内容、又はそのおそれのある内容を含むソフトウェアの開発
  - 七 最終確認試験に係る基準を満たしていないAPI利用ソフトウェアによりe-Gov電子申請システムに接続すること
  - 八 最終確認試験の試験範囲外とした外部連携APIを使ってe-Gov電子申請システムに接続すること
  - 九 e-Gov電子申請システム若しくは検証環境のシステム運用に支障を及ぼす内容又はそのおそれのある内容を含んだソフトウェアの開発
  - 十 その他総務省が不適切であると判断する行為
1. 総務省は、開発者が前項各号に掲げる行為を行った場合、又は行うおそれがあると判断した場合、当該開発者に事前に通知することなく、当該行為を排除するとともに、その他必要な措置を講ずることができるものとします。

(著作・知的所有権)

第11条 API利用ソフトウェアの著作権は、API利用ソフトウェアを開発した開発者に帰属します。

1. 外部連携API及びこれに関連する著作物（本利用規約、外部連携API利用ソフトウェア開発申込み、検証環境利用申込み及び最終確認試験申込み等に関連して開発者に対して提供する資料及びe-Gov電子申請システムウェブサイトに掲載するAPI仕様書や申請書記入要領等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、総務省に帰属します。

---

2. 開発者は、API 利用ソフトウェアの開発に際し、外部連携 API およびこれに関連する著作物を以下の各号に示すとおり扱うものとします。

- 一 API 利用ソフトウェアを開発するためにのみ使用すること
- 二 複製、解析、改変、編集、頒布等を行わないこと
- 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡又は担保権の設定をしないこと
- 四 著作権表示若しくは商標表示を削除又は変更しないこと

(免責事項)

第 12 条 総務省は、API 利用ソフトウェアを使用したことにより開発者に生じた損害及び開発者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

1. 総務省は、API 利用ソフトウェアを使って登録したデータの消失等、API 利用ソフトウェアに関して生じるあらゆる損害等について、開発者に対し一切の責任を負わないものとします。

(本利用規約の変更)

第 13 条 総務省は、開発者への事前の通知を行うことなく本利用規約を改正できるものとします。

1. 本利用規約の改正を行った場合、e-Gov 電子申請システムウェブサイトに掲載することにより公表するものとし、公表後直ちに効力を生じるものとします。
2. 本利用規約の改正を行った場合、開発者は、改正後の本利用規約にしたがうものとします。

(準拠法及び管轄)

第 14 条 本利用規約の準拠法は、日本国法とします。

1. 本利用規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(使用言語)

第 15 条 利用上の手続及び問合せ等は、日本語で行うものとします。

附則

本利用規約は、平成 26 年 10 月 27 日から施行します。